

2025年6月吉日

関係各位

比治山大学・比治山大学短期大学部

学長 宮谷 真人

こども家庭ソーシャルワーカー指定研修開講に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本学において「こども家庭ソーシャルワーカー指定研修」を実施いたします。こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭庁の管轄により2024年度から設立された認定資格で、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的としています。こども家庭庁の促進事業の概要を参考として添付いたします。(補助事業については各実施主体にお問い合わせください。)

本学は一般財団法人日本ソーシャルワークセンターから研修の認定を受けており、子ども家庭福祉に関する知識の習得など、関係各位の実務に資する内容の研修を実施いたします。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴団体の関係者の皆様に広くご周知いただくとともに、ご参加賜りますようご案内申し上げます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日 時：講義（オンデマンド）2025年8月1日（金）～2026年1月31日（土）

演習（対面）2025年8月9日（土）～8月11日（祝日）

2025年9月3日（水）～9月8日（月）

場 所：比治山大学（広島市東区牛田新町4丁目1-1）

対 象：社会福祉士・精神保健福祉士

（指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談支援業務に従事した者）

ご不明点がございましたら、下記までご連絡ください。

【お問合せ先】

比治山大学・比治山大学短期大学部 学長課

TEL：082-229-8609（平日9：00～17：00）

E-mail：gakucho@hijiyama-u.ac.jp



こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の概要

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 研修受講支援

こども家庭ソーシャルワーカーの受講対象となる職員が資格取得のための研修に参加する場合に、研修受講料、研修受講に係る旅費、研修受講者の勤務先において研修受講期間中の代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

③-a 資格取得者の配置促進（補助金によるもの）

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る賃金引き上げを行う。

③-b 資格取得者の配置促進（児童入所施設措置費等国庫負担金によるもの）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【補助基準額】①（受講ルートにより異なる、詳細は実施要綱に記載）

- ② 1日あたり8,620円
- ③-a 240千円
- ③-b 292千円（措置費の加算単価）

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4

